

議案第36号

幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例

幕別町都市公園等条例（昭和52年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「法に基づく命令に定めるもののほか、幕別町都市公園」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、幕別町（以下「町」という。）が設置する都市公園及びその他の公園」に改め、同条の次に次の5条を加える。

（定義）

第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市公園 町が設置する法第2条第1項に規定する都市公園をいう。
- (2) その他の公園 町が設置する都市公園以外の公園をいう。

（住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準）

第1条の3 町の区域内の都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

（町が設置する都市公園の配置及び規模の基準）

第1条の4 町が次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて町における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定める。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定める。
- (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公

園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定める。

(4) 主として町の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び町の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定める。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第1条の5 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下この条において「政令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文及び前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として同項本文及び第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文及び第1項又は前2項の規定により認められる建

築面積を超えることができることとする。

- 5 政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として同項本文及び第1項又は前3項の規定により認められる築面積を超えることができることとする。

(移動等円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準)

第1条の6 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項に規定する条例で定める移動等円滑化のために必要な特定公園施設（同法第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。次項及び別表第4において同じ。）の設置に関する基準は、同表のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、同項の規定による基準によらないことができる。

第2条第1項中「並びに主な公園施設」を削り、同条第2項中「昭和54年条例第23号」を「平成17年条例第142号」に改め、同項中「第10号）に」の次に「、ナウマン公園の公園施設である幕別町忠類ナウマン象記念館については、幕別町忠類ナウマン象記念館条例（平成17年条例第23号）に」を加える。

第4条及び第5条を次のように改める。

(公園施設の設置等)

第4条 町長以外の者が公園施設を設け、又は管理しようとするときは、次項で定める申請書を町長に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 法第5条第1項の規定により条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとするとき。

- ア 申請者の住所、氏名及び職業
- イ 施設の種類及び数量
- ウ 施設の設置の目的、場所及び期間
- エ 施設の構造
- オ 施設の管理方法
- カ 工事の期間及び実施の方法

キ 公園の復旧方法

ク その他町長が指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするとき。

ア 申請者の住所、氏名及び職業

イ 管理する公園施設

ウ 管理の目的、期間及び方法

エ その他町長が指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするとき。

ア 申請者の住所、氏名及び職業

イ 変更する事項、理由

ウ その他町長が指示する事項

(公園の占用)

第5条 公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設（以下「占用物件」という。）を設けて公園を占用しようとするときは、次項で定める申請書を町長に提出してその許可を受けなければならない。

2 法第6条第2項の規定により条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 申請者の住所、氏名及び職業

(2) 占用工作物、その他物件の種類及び数量

(3) 占用の目的、場所及び期間

(4) 占用工作物、その他物件の構造

(5) 工事の期間及び実施の方法

(6) 公園の復旧方法

(7) 占用工作物、その他物件の管理の方法

(8) その他町長が指示する事項

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を町長に提出してその許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽易な変更については、この限りでない。

(1) 占用物件の模様替えで、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの

(2) 占有物件に対する物件の添加で、当該占有者が当該占有の目的に付随して
 行うもの

第17条第2号中「第7条第1項」を「第7条の2第1項」に改める。

第19条の次に次の1条を加える。

(準用)

第19条の2 第4条から第6条まで、第7条の3、第9条、第14条の2から第14条
 の5、第15条及び第16条の規定は、その他の公園について準用する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

都市公園

公園名	位置
止若公園	幕別町本町145番地3他
あかしや公園	〃 札内あかしや町59番地2
本町公園	〃 本町105番地他
のぞみ公園	〃 新町139番地4他
札内中央公園	〃 札内中央町323番地1他
桂町むつみ公園	〃 札内桂町560番地1
緑町あすなろ公園	〃 緑町22番地10他
泉町おしどり公園	〃 札内泉町79番地20
春日団地あかね公園	〃 札内春日町297番地14
春日団地ふたば公園	〃 札内春日町294番地64
春日団地まつかぜ公園	〃 札内春日町709番地35
旭町三角公園	〃 旭町18番地55
旭町こぼと公園	〃 旭町24番地25
旭町あさかぜ公園	〃 旭町21番地103
あけぼの公園	〃 緑町9番地18
もみじ公園	〃 旭町18番地69
幕別運動公園	〃 寿町93番地4他 〃 錦町138番地1他 〃 国有占用地
寿町公園	〃 寿町2番地60
宝町公園	〃 宝町130番地8他
せせらぎ公園	〃 札内泉町73番地2
桂町公園	〃 札内桂町571番地41
なかよし公園	〃 札内あかしや町43番地7他
文京公園	〃 札内文京町33番地9
青葉町公園	〃 札内青葉町310番地35
南町公園	〃 南町22番地20他

新緑公園	〃 緑町 5 番地57
明野ヶ丘公園	〃 字明野496番地20他
依田公園	〃 字依田382番地 1 他
白人公園	〃 札内青葉町184番地 1 他
桂町ふれあい公園	〃 札内桂町566番地18
ちびっ子公園	〃 札内文京町36番地11他
どんぐり公園	〃 緑町12番地 1
緑央公園	〃 緑町10番地70
桜町北公園	〃 札内桜町61番地 1
豊町東公園	〃 札内豊町37番地
豊町西公園	〃 札内豊町15番地
新北町公園	〃 札内新北町25番地 4
共栄町公園	〃 札内共栄町21番地 1
桜町東公園	〃 札内桜町114番地 1
桜町南公園	〃 札内桜町94番地 3
西町南公園	〃 札内西町87番地 1 他
西町北公園	〃 札内西町48番地
暁町公園	〃 札内暁町280番地 7
すくすく公園	〃 札内青葉町 4 番地 1
のびのび公園	〃 札内青葉町 6 番地 1
にこにこ公園	〃 札内青葉町 8 番地 1
わいわい公園	〃 札内青葉町10番地 1
ほのぼの公園	〃 札内青葉町12番地 1
青空公園	〃 札内青葉町18番地 1
十勝川水系河川緑地	十勝川及び札内川右岸の一部
猿別川河川緑地	猿別川右岸の一部
百間小径Ⅰ	幕別町緑町 1 番地75
百間小径Ⅱ	〃 緑町 1 番地76
たんぽぽ小径	〃 緑町 1 番地77
泉の里公園	〃 札内泉町79番地 3 他
若草公園	〃 札内若草町551番地 3 他
つくしんぼ公園	〃 札内若草町534番地27
わらべ公園	〃 札内文京町40番地27
わんぱく公園	〃 札内みずほ町143番地12
みずほ町三角公園	〃 札内みずほ町143番地33
リバーサイド緑地	〃 札内みずほ町143番地28他
あおさぎ公園	〃 字猿別18番地 4 他
ひまわり公園	〃 字相川868番地 1 他
サーモン公園	〃 字千住486番地他
白鳥公園	〃 字千住470番地 4 他
札内駅前広場	〃 札内中央町727番地 3
新田の森	〃 新町99番地 1 他
みずほ小径	〃 札内みずほ町143番地 8 他

百間小径Ⅲ	〃 緑町 1 番地10
スマイルパーク	〃 字千住180番地 1 他
青葉町つばさ公園	〃 札内青葉町311番地65
札内北公園	〃 札内北町117番地 3 他
そよかぜ公園	〃 札内北町24番地 7
はるかぜ公園	〃 札内新北町75番地 9
暁町西公園	〃 札内暁町252番地56
暁緑地	〃 札内暁町252番地180他
春日団地北公園	〃 札内春日町294番地114他
ひまわり緑地	〃 札内みずほ町326番地16
桂町北公園	〃 札内桂町569番地95他
暁町北公園	〃 札内暁町248番地 1 他
いなほ公園	〃 札内みずほ町160番地14他
若草緑地	〃 札内若草町573番地 1
はぐくみ公園	〃 札内北町135番地
若草南公園	〃 札内若草町555番地 4 他
文京はくば公園	〃 札内文京町25番地81他
文京緑地	〃 札内文京町25番地 1 他
共栄せせらぎ公園	〃 札内共栄町46番地
北栄せせらぎ公園	〃 札内北栄町62番地
十勝エコロジーパーク	〃 字相川27番地他
札内西公園	〃 札内北栄町60番地
桂町西公園	〃 札内桂町583番地86

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 2 条関係）

その他の公園

公園名	位置
糠内公園	幕別町字糠内251番地他
忠類公園	〃 忠類錦町439番地 1
交通公園	〃 忠類幸町511番地 4
ナウマン公園	〃 忠類白銀町383番地 7 他
なみき排水路公園	〃 忠類本町 2 番地 2 他
栄町あけぼの公園	〃 忠類栄町447番地 2

別表第 3 の次に次の 1 表を加える。

別表第 4（第 1 条の 6 関係）

<p>1 園路及び広場</p> <p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 2 条第 1 号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。）が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）第 3 条第 1 号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>〔1〕 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p>
--

ア	幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。
イ	車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。
ウ	出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
エ	オに掲げる場合を除き、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が通過する際に支障となる段がないこと。
オ	地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、(5)に定める構造の傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。
(2)	通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。
ア	幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。
イ	ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
ウ	地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、(5)に定める構造の傾斜路を併設すること。
エ	縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
オ	横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。
カ	路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
(3)	階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。
ア	手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
イ	手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。
ウ	回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
エ	踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
オ	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。
カ	階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
(4)	階段を設ける場合は、(5)に定められる構造の傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。
(5)	傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。
ア	幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。
イ	縦断勾配は、8パーセント以下とすること。
ウ	横断勾配は、設けないこと。
エ	路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
オ	高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。

	カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
	キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
	(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。
	(7) 2の事項から7の事項までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。
2	屋根付広場 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
	ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。
	イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
	ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、1の事項(5)に定める傾斜路を併設すること。
	(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
3	休憩所及び管理事務所
	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
	(ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。
	(イ) (エ)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
	(ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、1の事項(5)に定める構造の傾斜路を併設すること。
	(エ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
	a 幅は、80センチメートル以上とすること。
	b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。
	イ カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。
	ウ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
	エ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、6の事項(2)から(6)までの基準に適合するものであること。
	(2) 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、(1)中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。
4	野外劇場及び野外音楽堂
	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇

<p>場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p>	
ア	<p>出入口は、2の事項(1)の基準に適合するものであること。</p>
イ	<p>出入口とウに規定する車椅子使用者用観覧スペース及びエの便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p>
(ア)	<p>幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすることができる。</p>
(イ)	<p>(ウ)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p>
(ウ)	<p>地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p>
(エ)	<p>縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p>
(オ)	<p>横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p>
(カ)	<p>路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p>
(キ)	<p>高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p>
ウ	<p>当該野外劇場の収容定員が200以下の場合には当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。）を設けること。</p>
エ	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、6の事項(2)から(6)までの基準に適合するものであること。</p>
(2)	<p>車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p>
ア	<p>幅は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上であること。</p>
イ	<p>車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。</p>
ウ	<p>車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。</p>
(3)	<p>(1)及び(2)の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。</p>
5	<p>駐車場</p>
(1)	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p>
(2)	<p>車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p>
ア	<p>幅は、350センチメートル以上とすること。</p>
イ	<p>車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。</p>
6	<p>便所</p>

<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p>
<p>ア 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p>
<p>イ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。</p>
<p>ウ イの規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。</p>
<p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、(1)に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。</p>
<p>ア 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。</p>
<p>イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。</p>
<p>(3) (2)アの便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p>
<p>ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p>
<p>(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p>
<p>(イ) (ウ)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p>
<p>(ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、1の事項(5)に定める構造の傾斜路を併設すること。</p>
<p>(エ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。</p>
<p>(オ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p>
<p>a 幅は、80センチメートル以上とすること。</p>
<p>b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</p>
<p>イ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p>
<p>(4) (2)アの便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p>
<p>ア 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p>
<p>イ 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。</p>
<p>ウ 腰掛便座及び手すりが設けられていること。</p>
<p>エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。</p>
<p>(5) (3)ア(ア)及び(オ)並びにイの規定は、(2)アの便房について準用する。</p>
<p>(6) (3)ア(ア)から(ウ)まで及び(オ)並びにイ並びに(4)イからエまでの規定は、(2)イの便所について準用する。この場合において、(4)イ中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。</p>
<p>7 水飲場及び手洗場</p>
<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。</p>
<p>(2) (1)の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。</p>
<p>8 掲示板</p>
<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p>
<p>ア 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。</p>
<p>イ 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。</p>
<p>ウ イの規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が</p>

	利用する標識について準用する。
--	-----------------

9 標識

1の事項から8の事項までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、1の事項(1)に定める構造の園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。